被処分職員及び処分の内容

- (1) 所属·役職名 総務部人事課付 参事
- (2)氏名・・性別・年齢・処分内容

林田昭義・男性・50歳・懲戒免職

- (3) 処分日 令和6年2月2日
- (4) 概要

令和5年11月10日収賄罪容疑で逮捕され、11月11日に長崎地方 検察庁に送致、12月1日起訴された。

起訴内容は、令和3年10月から12月までの間、6回にわたり、熊本市内の飲食店で約26万円の接待を本市発注の防災無線関連の設計業務を受注した業者から供応接待を受けたというものである。

本件に関しては、利害関係者からの供応接待を受けることは、本市の職員倫理規程に規定されている禁止行為であるとともに、令和6年1月31日の長崎地方裁判所での公判において、収賄罪による懲役1年2月、追徴金約26万円が求刑され、今後、判決が言い渡されるが、起訴内容を認めている。また、本件は、新聞・テレビなどにおいて大きく報道され、市民の本市に対する信用を大きく損ねることとなった。

上記の事実から、懲戒免職とする。

なお、この懲戒処分に伴い、市長及び副市長の給料の減給に関する 条例を、次回開催の市議会定例会に提出するよう準備を進める。